

菟田町地域防災計画

令和5年4月修正

菟田町防災会議

刈 田 町 地 域 防 災 計 画

PAGE

第 I 編 総 則

第1章 計画の目的・性格 ----- I - 1

第2章 計画の基本方針・構成 ----- I - 4

第3章 災害の想定 ----- I - 9

第1節 災害の想定 ----- I - 9

第4章 防災関係機関の業務大綱 ----- I -12

第1節 実施責任および業務の大綱 ----- I -12

第2節 住民および企業等の基本的責務 ----- I -28

第5章 災害に関する調査研究の推進 ----- I -29

【一般災害対策編】

第Ⅱ編 一般災害予防計画

第1章 防災基盤の強化-----	Ⅱ - 1
第1節 苅田町防災会議・苅田町災害対策本部運用計画-----	Ⅱ - 1
第1項 苅田町防災会議運用計画-----	Ⅱ - 1
第2項 苅田町災害対策本部組織・運用計画-----	Ⅱ - 3
第2節 治水・治山計画-----	Ⅱ - 6
第1項 治水対策-----	Ⅱ - 6
第2項 ため池対策-----	Ⅱ - 9
第3項 治山対策-----	Ⅱ - 10
第3節 土砂災害防止計画-----	Ⅱ - 11
第1項 急傾斜地・地すべり対策-----	Ⅱ - 12
第2項 土石流対策-----	Ⅱ - 15
第3項 山地災害対策-----	Ⅱ - 18
第4項 土砂災害防止法の推進-----	Ⅱ - 19
第4節 火災予防計画-----	Ⅱ - 21
第1項 消防力・消防施設等の整備強化対策-----	Ⅱ - 22
第2項 火災危険箇所等の防火対策-----	Ⅱ - 25
第3項 林野火災予防対策-----	Ⅱ - 27
第4項 防火管理体制の強化対策-----	Ⅱ - 29
第5項 予防指導・査察計画-----	Ⅱ - 30
第5節 都市防災化計画-----	Ⅱ - 31
第1項 土地利用計画-----	Ⅱ - 31
第2項 建築物不燃化の推進-----	Ⅱ - 32
第3項 公園・緑地等の防災空間整備-----	Ⅱ - 33
第4項 土地区画整理事業等の推進-----	Ⅱ - 35
第6節 建築物および文化財等災害予防計画-----	Ⅱ - 36
第1項 一般建築物等災害予防対策-----	Ⅱ - 36
第2項 特殊建築物災害予防対策-----	Ⅱ - 38
第3項 公共施設等災害予防対策-----	Ⅱ - 39
第4項 文化財災害予防対策-----	Ⅱ - 41
第7節 中高層建築物災害予防計画-----	Ⅱ - 43
第8節 一般通信施設・放送施設および電気・ガス施設災害予防計画-----	Ⅱ - 47
第1項 一般通信施設災害予防対策-----	Ⅱ - 47
第2項 放送施設災害予防対策-----	Ⅱ - 50
第3項 電気施設災害予防対策-----	Ⅱ - 52
第4項 ガス施設災害予防対策-----	Ⅱ - 57
第9節 上水道・下水道施設災害予防計画-----	Ⅱ - 60
第1項 上水道施設災害予防対策-----	Ⅱ - 60

第2項	下水道施設災害予防対策	Ⅱ - 63
第10節	交通施設災害予防計画	Ⅱ - 65
第1項	道路施設災害予防対策	Ⅱ - 66
第2項	鉄道施設災害予防対策	Ⅱ - 69
第3項	港湾・空港施設災害予防対策	Ⅱ - 70
第2章	町民等の防災力の向上	Ⅱ - 74
第1節	町民が行う防災対策	Ⅱ - 74
第2節	自主防災体制の整備計画	Ⅱ - 76
第1項	自主防災組織育成計画	Ⅱ - 76
第2項	自主防災活動計画	Ⅱ - 80
第3節	企業等防災対策の促進計画	Ⅱ - 84
第4節	防災知識普及計画	Ⅱ - 87
第1項	一般住民等に対する防災知識の普及	Ⅱ - 88
第2項	職員に対する防災教育	Ⅱ - 92
第3項	重要施設管理者等の防災教育	Ⅱ - 93
第4項	防災知識の普及に際しての留意点等	Ⅱ - 94
第5項	防災意識調査	Ⅱ - 94
第6項	災害教訓の伝承	Ⅱ - 94
第5節	防災訓練計画	Ⅱ - 95
第6節	町民の心得	Ⅱ - 100
第3章	効果的な応急活動のための事前対策	Ⅱ - 103
第1節	応援体制等整備計画	Ⅱ - 103
第1項	市町村間等の相互協力体制の整備	Ⅱ - 103
第2項	町・県と自衛隊との連携体制の整備	Ⅱ - 104
第3項	防災関係機関の連携体制の整備	Ⅱ - 104
第4項	受援計画	Ⅱ - 106
第2節	災害対策本部・防災施設・資機材等整備計画	Ⅱ - 107
第1項	災害対策本部の整備	Ⅱ - 107
第2項	防災拠点施設・設備整備計画	Ⅱ - 109
第3項	水防施設・設備整備計画	Ⅱ - 110
第4項	災害時臨時ヘリポート整備計画	Ⅱ - 111
第5項	備蓄物資の整備	Ⅱ - 113
第6項	被害情報等の収集体制の整備	Ⅱ - 113
第3節	災害救助法等運用体制整備計画	Ⅱ - 114
第4節	気象等観測体制整備計画	Ⅱ - 115
第5節	情報通信施設等整備計画	Ⅱ - 117
第1項	無線通信施設等の整備計画	Ⅱ - 118

第2項	災害時優先扱いの電話整備計画	Ⅱ-119
第3項	各種防災情報通信システムの整備計画	Ⅱ-120
第6節	広報・広聴整備計画	Ⅱ-122
第1項	被災者への的確な情報伝達体制の整備	Ⅱ-122
第2項	要配慮者等への情報提供体制の整備	Ⅱ-124
第7節	二次災害の防止体制整備計画	Ⅱ-125
第1項	降雨等に伴う二次災害防止体制整備	Ⅱ-125
第2項	危険物施設等災害予防計画	Ⅱ-126
第8節	避難体制等整備計画	Ⅱ-131
第1項	避難誘導體制の整備計画	Ⅱ-131
第2項	避難所・避難路等の整備計画	Ⅱ-135
第3項	学校・病院等における避難計画	Ⅱ-141
第9節	交通・輸送体制整備計画	Ⅱ-143
第1項	緊急通行車両の事前届出	Ⅱ-143
第2項	緊急輸送体制の整備計画	Ⅱ-145
第10節	医療救護体制整備計画	Ⅱ-148
第1項	医療救護体制の整備計画	Ⅱ-149
第2項	傷病者搬送体制の整備計画	Ⅱ-151
第3項	普及啓発・研修訓練計画	Ⅱ-152
第11節	要配慮者安全確保体制整備計画	Ⅱ-153
第1項	基本的事項	Ⅱ-154
第2項	避難支援に必要な情報の整理	Ⅱ-158
第3項	社会福祉施設・幼稚園・病院等の対策	Ⅱ-159
第4項	在宅の要配慮者対策	Ⅱ-161
第5項	外国人等への支援対策	Ⅱ-162
第6項	要配慮者等への防災教育等の実施および連携体制整備	Ⅱ-163
第12節	災害ボランティアの活動環境等整備計画	Ⅱ-164
第1項	災害ボランティアの受入れ体制整備計画	Ⅱ-165
第2項	災害ボランティアリーダー等の育成・支援計画	Ⅱ-167
第13節	災害備蓄物資等整備・供給計画	Ⅱ-168
第1項	給水体制整備計画	Ⅱ-169
第2項	食料供給体制整備計画	Ⅱ-170
第3項	生活必需品等供給体制整備計画	Ⅱ-172
第4項	災害時必要機材供給体制整備計画	Ⅱ-173
第5項	義援物資の受入体制の整備	Ⅱ-174
第14節	住宅の確保体制整備計画	Ⅱ-175
第15節	保健衛生・防疫体制整備計画	Ⅱ-177
第16節	ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制整備計画	Ⅱ-178
第17節	農林水産業災害予防計画	Ⅱ-181

第1項	災害予防に関する試験研究の推進	-----	Ⅱ-181
第2項	防災意識の普及および防災訓練の実施	-----	Ⅱ-182
第3項	防災基盤の整備	-----	Ⅱ-182
第4項	防災営農体制の整備	-----	Ⅱ-183
第5項	農業施設災害予防計画	-----	Ⅱ-183
第6項	林業災害予防計画	-----	Ⅱ-184
第7項	水産施設災害予防計画	-----	Ⅱ-185
第18節	帰宅困難者支援体制の整備	-----	Ⅱ-186

第Ⅲ編 一般災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立	Ⅲ - 1
第1節 刈田町災害対策本部等の組織体制の確立	Ⅲ - 1
第1項 刈田町災害対策本部等の組織計画	Ⅲ - 1
第2節 動員配備	Ⅲ - 11
第3節 自衛隊の災害派遣要請	Ⅲ - 17
第1項 災害派遣要請基準	Ⅲ - 17
第2項 派遣の要請種類	Ⅲ - 17
第3項 災害派遣要請要領	Ⅲ - 18
第4項 派遣部隊等の受入れ体制	Ⅲ - 22
第5項 自衛隊の活動内容	Ⅲ - 23
第6項 派遣部隊等の撤収要請	Ⅲ - 24
第4節 応援要請	Ⅲ - 25
第1項 県市町村間等の応援要請	Ⅲ - 25
第2項 警察への応援要請	Ⅲ - 34
第3項 指定公共機関または指定地方行政機関等への応援要請	Ⅲ - 34
第4項 他市町村への応援の実施	Ⅲ - 35
第5項 民間団体等への応援要請	Ⅲ - 36
第5節 災害救助法等の適用	Ⅲ - 37
第1項 災害救助法等の適用基準	Ⅲ - 37
第2項 災害救助法の適用手続き	Ⅲ - 38
第3項 救助の実施	Ⅲ - 40
第4項 救助の程度・方法および期間並びに実費弁償の基準	Ⅲ - 40
第5項 災害対策基本法の定める事前措置および避難並びに応急措置	Ⅲ - 41
第6節 要員の確保	Ⅲ - 43
第1項 労働者等確保の手段	Ⅲ - 43
第2項 公共職業安定所等での労働者確保(福岡労働局)	Ⅲ - 44
第7節 災害ボランティアの受入れ・支援	Ⅲ - 45
第1項 受入れ窓口の設置および関係機関・団体との連携	Ⅲ - 45
第2項 ボランティアの応急活動支援	Ⅲ - 46
第2章 災害応急対策活動	Ⅲ - 48
第1節 防災気象情報等の伝達	Ⅲ - 48
第1項 防災気象情報等の種類・基準	Ⅲ - 48
第2項 防災気象情報等の伝達系統	Ⅲ - 52
第3項 洪水、津波、高潮に関する予警報並びに水防警報	Ⅲ - 55
第4項 土砂災害に関する警戒情報	Ⅲ - 59
第2節 被害情報等の収集伝達	Ⅲ - 62
第1項 災害情報の収集	Ⅲ - 62

第2項 被害情報の伝達・報告	Ⅲ - 65
第3項 被害情報の報告基準	Ⅲ - 66
第4項 通信計画	Ⅲ - 69
第3節 広報・広聴	Ⅲ - 74
第1項 広報の実施方法	Ⅲ - 74
第2項 災害時の放送要請	Ⅲ - 76
第3項 住民等からの問い合わせに対する対応および相談	Ⅲ - 78
第4節 避難対策の実施	Ⅲ - 79
第1項 高齢者等避難・避難指示等の発令並びに伝達	Ⅲ - 80
第2項 避難誘導および移送	Ⅲ - 83
第3項 避難場所および避難所の開設・運営	Ⅲ - 86
第4項 要配慮者等を考慮した避難対策	Ⅲ - 93
第5項 避難所以外の場所に滞在する避難者についての配慮	Ⅲ - 98
第6項 帰宅困難者対策	Ⅲ - 98
第5節 水防対策の実施	Ⅲ - 99
第6節 消防活動	Ⅲ - 102
第1項 消防活動の体制	Ⅲ - 102
第2項 消防活動の実施	Ⅲ - 103
第7節 警備対策の実施	Ⅲ - 105
第1項 警備対策の実施	Ⅲ - 105
第8節 救出活動	Ⅲ - 107
第1項 救出対策	Ⅲ - 108
第2項 海上における救出対策	Ⅲ - 109
第3項 災害救助法に基づく救出適用基準	Ⅲ - 110
第9節 医療救護	Ⅲ - 111
第1項 医療情報の収集・連絡体制	Ⅲ - 111
第2項 初動医療体制	Ⅲ - 112
第3項 医療救護活動の実施	Ⅲ - 114
第4項 搬送体制の確保	Ⅲ - 116
第5項 災害救助法に基づく措置	Ⅲ - 117
第10節 飲料水の供給	Ⅲ - 118
第1項 飲料水の供給	Ⅲ - 118
第2項 災害救助法に基づく措置	Ⅲ - 119
第11節 食料の供給	Ⅲ - 120
第12節 生活必需品等の供給	Ⅲ - 125
第13節 交通対策の実施	Ⅲ - 128
第1項 陸上における交通対策	Ⅲ - 128
第2項 海上の交通対策	Ⅲ - 131
第3項 空港の交通対策	Ⅲ - 131

第 14 節	緊急輸送の実施	Ⅲ-132
第 1 項	輸送対象の想定	Ⅲ-132
第 2 項	緊急通行車両等の確認	Ⅲ-134
第 3 項	緊急輸送車両等の確保	Ⅲ-135
第 4 項	災害救助法に基づく措置	Ⅲ-136
第 15 節	保健衛生・防疫対策	Ⅲ-137
第 1 項	保健衛生対策	Ⅲ-137
第 2 項	防疫対策	Ⅲ-140
第 3 項	家畜防疫対策	Ⅲ-144
第 16 節	要配慮者の支援	Ⅲ-145
第 17 節	安否情報の提供	Ⅲ-148
第 18 節	遺体の搜索、収容および火葬	Ⅲ-150
第 1 項	行方不明者等の搜索および遺体収容・火葬	Ⅲ-150
第 2 項	災害救助法に基づく措置	Ⅲ-152
第 19 節	障害物の除去	Ⅲ-156
第 1 項	障害物の除去	Ⅲ-156
第 2 項	災害救助法で定める基準	Ⅲ-158
第 20 節	文教対策の実施	Ⅲ-159
第 1 項	学校教育対策	Ⅲ-159
第 2 項	公共施設、文化財施設等の災害応急対策	Ⅲ-163
第 21 節	住宅の確保	Ⅲ-165
第 1 項	応急仮設住宅の建設および被災住宅の応急修理	Ⅲ-165
第 2 項	その他の住宅確保対策	Ⅲ-168
第 3 項	被災住宅に対する融資	Ⅲ-168
第 22 節	災害廃棄物等の処理	Ⅲ-169
第 1 項	ごみ処理	Ⅲ-169
第 2 項	し尿処理	Ⅲ-171
第 3 項	がれき等処理	Ⅲ-172
第 4 項	その他の障害物等の処理	Ⅲ-173
第 23 節	一般通信施設・電気施設の災害応急対策	Ⅲ-174
第 1 項	一般通信施設災害応急対策	Ⅲ-174
第 2 項	電気施設災害応急対策	Ⅲ-178
第 24 節	上水道・下水道施設の災害応急対策	Ⅲ-181
第 1 項	上水道施設災害応急対策	Ⅲ-181
第 2 項	下水道施設災害応急対策	Ⅲ-182
第 25 節	交通施設の災害応急対策	Ⅲ-183
第 1 項	道路施設災害応急対策	Ⅲ-184
第 2 項	鉄道施設災害応急対策	Ⅲ-184
第 3 項	港湾施設災害応急対策	Ⅲ-186

第4項	空港施設災害応急対策	-----	Ⅲ-187
第26節	中高層建築物の災害応急対策	-----	Ⅲ-188
第27節	二次災害の防止	-----	Ⅲ-191
第1項	降雨等に伴う二次災害の防止	-----	Ⅲ-192
第2項	危険物取扱施設等の応急措置	-----	Ⅲ-192
第28節	農林水産施設等の災害応急対策	-----	Ⅲ-198

第Ⅳ編 一般災害復旧・復興計画

第1章 災害復旧・復興の基本方針	IV- 1
------------------	-------

第2章 災害復旧事業の推進	IV- 2
---------------	-------

第1節 災害復旧事業計画	IV- 2
--------------	-------

第2節 激甚災害の指定	IV- 5
-------------	-------

第3章 被災者等の生活再建等の支援	IV- 7
-------------------	-------

第1節 被災者等の生活再建等の支援の基本方針	IV- 7
------------------------	-------

第2節 罹災証明書の発行	IV- 8
--------------	-------

第1項 罹災証明書の交付体制の確立	IV- 8
-------------------	-------

第2項 罹災証明書の発行	IV- 9
--------------	-------

第3節 被災者台帳の整備	IV-11
--------------	-------

第4節 生活相談	IV-13
----------	-------

第1項 生活相談	IV-13
----------	-------

第2項 女性のための相談	IV-14
--------------	-------

第5節 雇用機会の確保	IV-15
-------------	-------

第6節 義援金、災害弔慰金等	IV-16
----------------	-------

第1項 義援金品の受付および配分等	IV-16
-------------------	-------

第2項 災害弔慰金等の支給	IV-18
---------------	-------

第7節 生活資金の確保	IV-19
-------------	-------

第8節 郵便事業特例措置	IV-21
--------------	-------

第9節 租税の徴収猶予・減免等	IV-22
-----------------	-------

第1項 租税の徴収猶予・減免等	IV-22
-----------------	-------

第10節 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発	IV-25
-------------------------------	-------

第4章 経済復興の支援	IV-26
-------------	-------

第1節 金融措置	IV-26
----------	-------

第2節 流通機能の回復	IV-28
-------------	-------

第5章 復興計画	IV-29
----------	-------

第1項 復興計画	IV-29
----------	-------

【地震・津波災害対策編】

第Ⅴ編 地震・津波災害予防計画

第1章 基本方針	V-1
第1節 重点的に取り組むべき対策	V-1
第2節 地震・津波災害予防計画基本方針	V-5
第2章 防災基盤の強化	V-7
第1節 都市構造の防災化	V-7
第1項 建築物不燃化の推進	V-7
第2項 防災空間の確保並びに整備、拡大	V-7
第3項 土地区画整理事業等の推進	V-8
第2節 建築物等の安全化	V-12
第1項 建築物等の耐震性の確保	V-12
第2項 土砂災害防止施設等の整備	V-15
第3項 河川施設等の安全対策	V-16
第4項 交通施設の安全対策	V-16
第5項 ライフライン施設の安全対策	V-17
第6項 中高層建築物の安全化対策	V-19
第7項 文化財災害予防対策	V-19
第3章 町民等の防災力の向上	V-20
第1節 町民が行う防災対策	V-20
第2節 自主防災体制の整備	V-21
第3節 企業等防災対策の促進	V-22
第4節 防災知識の普及	V-23
第5節 防災訓練の充実	V-25
第4章 効果的な応急活動のための事前対策	V-27
第1節 応援体制等の整備	V-27
第2節 防災施設・資機材等の整備	V-29
第1項 町災害対策本部体制の整備	V-29
第2項 防災拠点施設等の整備	V-30
第3節 災害救助法等の運用体制の整備	V-31
第4節 情報管理体制の整備	V-32
第1項 地震等の情報収集体制整備	V-32
第2項 被害情報等の収集管理体制の整備	V-33
第3項 情報通信施設等の整備	V-34
第5節 広報・広聴体制の整備	V-35
第6節 二次災害の防止体制の整備	V-36
第1項 震災消防体制の整備	V-36

第2項 地震・降雨等に伴う二次災害防止体制整備	V-38
第3項 危険物施設等災害予防計画	V-38
第7節 救出救助体制の整備	V-39
第8節 避難体制の整備	V-41
第1項 避難誘導体制の整備	V-42
第2項 避難所の整備および周知	V-43
第3項 学校・病院等における避難計画	V-44
第9節 交通・輸送体制の整備	V-45
第10節 医療救護体制の整備	V-46
第11節 要配慮者安全確保体制の整備	V-47
第12節 災害ボランティアの活動環境等の整備	V-48
第13節 物資等の調達・供給体制の整備	V-49
第14節 住宅の確保体制の整備	V-50
第15節 保健衛生・防疫体制の整備	V-51
第16節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制の整備	V-52
第17節 帰宅困難者支援体制の整備	V-53

第Ⅵ編 地震・津波災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立	VI- 1
第1節 苅田町災害対策本部等の組織体制の確立	VI- 1
第2節 動員配備	VI- 9
第3節 自衛隊の災害派遣要請	VI-15
第4節 応援要請	VI-16
第5節 災害救助法等の適用	VI-17
第6節 要員の確保	VI-18
第7節 災害ボランティアの受入れ・支援	VI-19
第2章 地震・津波災害応急対策活動	VI-20
第1節 地震・津波情報等の伝達、対処	VI-20
第1項 地震および津波に関する情報の発表および伝達	VI-21
第2項 津波予報等の伝達系統	VI-25
第3項 津波に対する措置	VI-26
第2節 被害情報等の収集伝達	VI-28
第1項 被害情報の収集と被害規模の早期把握	VI-28
第2項 被害情報の伝達・報告	VI-30
第3項 被害情報の報告基準	VI-31
第4項 通信計画	VI-31
第3節 広報・広聴	VI-32
第1項 広報の実施方法	VI-32
第2項 災害時の放送要請	VI-33
第3項 住民等からの問い合わせに対する対応および相談	VI-33
第4節 地震・津波時における避難対策の実施	VI-34
第5節 地震・津波水防対策の実施	VI-35
第6節 二次災害の防止	VI-36
第1項 震災消防活動	VI-36
第2項 危険物取扱施設等の応急措置	VI-37
第3項 中高層建築物応急対策	VI-38
第4項 地震・降雨等に伴う二次災害の防止	VI-38
第7節 救出活動	VI-40
第1項 救出対策	VI-41
第2項 海上における救出対策	VI-42
第3項 災害救助法に基づく救出適用基準	VI-42
第8節 医療救護	VI-43
第9節 交通・輸送対策の実施	VI-44
第1項 交通確保対策の実施	VI-44
第2項 緊急輸送対策の実施	VI-45

第3項 交通施設の応急復旧	VI-45
第10節 保健衛生・防疫・環境対策	VI-46
第11節 要配慮者の支援	VI-47
第12節 安否情報の提供	VI-48
第13節 遺体の捜索、収容および火葬	VI-49
第14節 飲料水の供給	VI-50
第15節 食料の供給	VI-51
第16節 生活必需品等の供給	VI-53
第17節 住宅の確保	VI-55
第18節 ごみ・し尿・災害廃棄物等の処理	VI-56
第19節 障害物の除去	VI-57
第20節 文教対策の実施	VI-58
第21節 警備対策の実施	VI-59
第22節 ライフライン施設の応急・復旧対策の実施	VI-60
第1項 一般通信施設・電気施設の応急・復旧対策	VI-60
第2項 上水道・下水道施設の応急・復旧対策	VI-60

第Ⅶ編 地震・津波災害復旧・復興計画

第1章 災害復旧・復興の基本方針	VII- 1
第2章 災害復旧事業の推進	VII- 2
第1節 災害復旧事業計画	VII- 2
第2節 激甚災害の指定	VII- 3
第3章 被災者等の生活再建等の支援	VII- 4
第1節 罹災証明書の発行	VII- 4
第2節 民生安定計画	VII- 5
第1項 民生安定計画	VII- 5
第3節 郵便事業特例措置	VII- 6
第4章 経済復興の支援	VII- 7
第1節 金融措置	VII- 7
第2節 流通機能の回復	VII- 7